

諮問番号：平成29年度諮問第45号

答申番号：平成29年度答申第51号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

対象児童らについて、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 対象児童Aは前回IQ55であったのが今回IQ52に、対象児童Bは前回IQ63であったのが今回IQ60に、それぞれ下がっている。
- (2) 対象児童らの診断書はいずれも、「性格特徴」及び「備考」欄の記載がないが、主治医にはいろいろ話している。なお、「意識障害・てんかん」は、記載がないのではなく、そのような症状がない。
- (3) 対象児童らの診断書はいずれも、「発達障害関連症状」は「軽度」とされているが、「要注意度」は「随時一応の注意が必要」と、「精神医学的総合判定」は「中度」とされており、手当の対象となる。
- (4) 原処分は、何を基準に判断しているから分からず、非該当とされた理由の全てに納得がいかない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、囑託医師の判定を得て、対象児童らの診断書により、対象児童Aにあっては、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるが、IQが52と軽度であること、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、また、本件児童Bにあっては、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるが、IQが60と軽度であること、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、それぞれ政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定され

ることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

- (3) 審査請求人の主張のうち、IQについては、認定基準に基づき知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断しており、その他の主張については、診察時に主治医に提供された情報が診断書に記載されていない部分があったとしても、手当の認定は診断書の記載内容に基づくものであり、適正である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、対象児童らに係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情のうち、診断書に記載のない事項があることについては、審査請求人が記載されていないとする事項の具体的内容は明らかではないが、障害の程度の認定が特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものであるから、診断書に記載のないことへの考慮がないことをもって、原処分を違法、不当ということはできない。

また、審査請求人は、対象児童らのIQが下がっていること、精神医学的総合判定が中度とされていることについて主張するが、知的障害の認定においては知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断されるところ、対象児童らの状態は「日常生活に著しい制限を受ける」と認められる特段の事情は窺われないから、対象児童らは知的障害又は発達障害の2級の状態にあるとまではいうことはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年1月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日及び同月30日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされ、厚生労働大臣は当該事務を処理するに当たりよるべき基準として認定基準を

定めているが、これによれば、特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

この点、厚生労働省は、平成26年度の手当等支給事務に係る指導監査において、これまで認定基準に該当するか疑わしい事例があり、手当の支給対象児童が全国平均と比較し多い状況にあるとして、処分庁（北海道知事）に対し、認定基準に基づく適正な審査については是正又は改善を要する旨の技術的助言（同法第245条の4第1項）を行い、これを受けて、処分庁は、認定基準に基づく審査のなご一層の適正な実施について、所要の措置を講じることとしたものと認められる。

そこで、まず、対象児童Aに係る診断書をみると、知的障害、高次脳機能障害及び学習障害があるとされ、「感覚過敏」の精神症状のほか、「興奮」、「器物破壊」及び「偏食」の問題行動があるとされ、精神医学的総合判定は「中度」とされているものの、IQは52の「軽度」とされ、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「軽度」とされ、日常生活能力の程度は「排泄」及び「入浴」が「一部介助」であるほかは全て「自立」とされ、ほぼ身辺自立しており、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

次に、対象児童Bに係る診断書をみると、知能障害及び学習障害があるとされ、「自閉」及び「感覚過敏」の精神症状のほか、「多動」、「自傷」、「器物破壊」、「尿失禁」及び「便失禁」並びに「偏食」の問題行動があるとされ、精神医学的総合判定は「中度」とされているものの、IQは60の「軽度」とされ、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「軽度」とされ、日常生活能力の程度は「衣服」が「ボタン不能」とされているが、「洗面」、「排泄」及び「入浴」が「一部介助」と、「食事」が「自立」とされ、一定程度身辺自立しており、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

これらの記載からは、対象児童らはいずれも、特段の不適切な行動と認められる事情は窺われず、また、食事や身の回りのことなどの基本的な行為に援助を要し、認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童らは障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

また、審査請求人は、審査請求人の置かれている境遇や経済的な事情、我が国及び米国における特別支援教育制度などに関する見解についても主張するが、手当の認定は特別児童扶養手当認定診断書に基づき判断されるものであるから、かかる事情等を考慮することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美